

倫理法・倫理規程セルフチェックシート

（新採用・一般職員用⑤ 解答・解説）

答合わせの際は、それぞれの解説もお読みください。

解説の中で、「倫理法」とは国家公務員倫理法を、「倫理規程」とは国家公務員倫理規程を指しています。

国家公務員倫理審査会から配付している倫理教本やホームページに掲載している国家公務員倫理規程解説なども参考にしてください。

番 号	正 解	解 説
1	○	国家公務員倫理法は、1990年代半ばに公務員の不祥事が続発し、事務次官等申合せに基づき、訓令レベルで公務員倫理規程が作られたにもかかわらず、さらに不祥事が発生したため、<u>行政内部の自浄作用には任せておけないということになり、議員立法で制定されました。</u> その目的は、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為を防止し、もって公務員に対する国民の信頼を確保することであり、すなわち、「公正さ」は当然のこととして、<u>「公正らしさ」を求めています。</u>
2	×	倫理法・倫理規程は、公務員としてやってはいけないこと、やらなくてははいけないことを規定した狭い意味の公務員倫理に該当するものであり、倫理法・倫理規程を守っていれば公務員としてはそれで十分で、書いていなければ何をやっても構わないというものではありません。 我々国家公務員は、公のために働くという高い使命感を持ち、清廉であること、公を私より優先させること等の広い意味での公務員倫理を意識して常に行動することが求められています。
3	○	契約に関する利害関係については、会計課や各局総務担当といった契約事務担当だけでなく、契約の内容を実質的に決定する職員も利害関係者となります。
4	×	私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係）がある者であれば、利害関係者に該当する場合であっても、倫理規程で規定されている禁止行為を行うことが例外的に認められる場合があります。（倫理規程第4条第1項） 私的な関係とは、親族関係や学生時代の友人など職員となる前からの関係がある者のほか、職員となった後に地域活動を通じて知り合った者などが該当します。 禁止行為を行うことができるか否かについては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況等を勘案し、国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り認められますので、判断に迷った場合は、倫理事務担当者に相談してください。

5	○	利害関係者と共に「釣り」に行くことは、一般的に供応接待の手段とは考えられておらず、国民の疑惑や不信を招くおそれは少ないことから、テニスや登山と同様、倫理規程上の禁止行為として規定されていません。 なお、釣り自体は、倫理規程第3条第1項第8号の旅行とは解されませんが、行き先やその行程、行程を共にする利害関係者の人数等によっては同号の禁止行為となる場合もありますので、注意が必要です。
6	○	自己の飲食に要する費用を自らが負担して、利害関係者と飲食する行為は、倫理規程の禁止行為には該当しません。ただし、自己の飲食に要する費用が1万円を超える場合は、倫理監督官に事前に届出を出す必要があります。
7	○	利害関係者から金銭の貸付けを受けることは禁止されています(倫理規程第3条第1項第2号)が、業として行われる金銭の貸付けにあつては、通常の一般の利子であれば、倫理規程上の禁止行為には当たりません。
8	×	職務として利害関係者の事務所や現場などを訪問する際に、利害関係者の自動車を利用することは、公共交通機関はあるものの、利害関係者から提供される自動車を利用の方が公共交通機関を利用するよりも移動に要する時間を30分程度以上短縮することができる場合や、公共交通機関を利用した場合には、限られた日程で円滑に当該職務を遂行することができない場合、当該用務の時間に間に合わない場合等を除き禁止されています。(倫理規程第3条第1項第4号、同条第2項第4号) 今回の事例は、公共交通機関であるバスが10分に1本程度運行されており、利害関係者の社用車に乗っても15分しか短縮できないことから、「公共交通機関を利用するよりも移動に要する時間を30分程度以上短縮することができる場合」には該当せず、利害関係者の社用車に乗ることは倫理規程の禁止行為に該当します。
9	×	利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待等を受けることは、禁止されています。(倫理規程第5条第1項)
10	×	現在、すべての府省等及び倫理審査会に通報窓口が設置されており、多くの府省等では弁護士等による外部窓口も併せて設置しています。 各府省等及び倫理審査会では、メールや郵送等で国家公務員の倫理法令に違反すると疑われる行為に関する情報を広く受け付けています。 通報は匿名でも受け付けています。通報者の個人情報や窓口限りでとどめられるなど、個人情報の秘匿は厳守されています。 また、通報した職員が通報したことを理由として不利益な取扱いを受けないよう配慮することが倫理規程第14条第4号に定められていますので、積極的に通報窓口をご活用ください。 ※ 倫理審査会への相談・通報は、検索エンジンで「公務員倫理ホットライン」と入力してアクセスしてください。